

四国医療専門学校 障がい学生支援規程

(趣旨)

- 第 1 条 この規程は、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）、令和6年1月一部改正」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）（令和6年1月17日付け5文科初第1788号）」等の規定及び通知等に基づき、四国医療専門学校（以下「本校」という。）における「障がいのある学生」（以下「学生」という。）への支援を実施するため、学生支援に関する基本方針、不当な差別的取扱いの解消及び合理的配慮の提供並びに対応等に必要な事項を定める。

(定義)

- 第 2 条 この規定において、学生とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(本校の責務)

- 第 3 条 本校は、学生に対し、不当な差別的取扱いをすることにより、学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

(合理的な配慮義務、不当な差別的取扱いの解消及び職員の義務)

- 第 4 条 本校及び職員は、学生に対して不当な差別的取扱いをすることにより、学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な学生支援を、本校が定めた具体的支援の実施、不当な差別的取扱いの解消及び合理的配慮に努めなければならない。

(支援の申し出)

- 第 5 条 学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。
- 2 支援の申し出は、担任又は、学生総合窓口が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、学校長に報告しなければならない。

(支援計画の策定)

- 第 6 条 教務委員会は、学生の支援申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係部署と協議し、個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

- 第 7 条 支援計画は、当該学生の合意を得て決定する。教務委員会は、当該学生に対する支援計画について、十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

- 第 8 条 具体的支援は、学生が所属する学科が、責任を持って実施する。
- 2 教務委員会は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係部署間の調整を行う。

(相談の対応及び相談窓口等)

- 第 9 条 教務委員会は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、学生及び支援スタッフからの相談に的確に応じ、具体的支援の課題解決に努めなければならない。
- 2 本校は、学生相談窓口の設置及び相談員を配置するものとする。

(環境の整備等)

- 第 10 条 本校は、関係部署と協議を行いながら、施設・設備について、安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、教育的ニーズに配慮するものとする。

(理解促進、意識啓発・仕組みの整備等)

第11条 本校は、法律、各種の規定等及び通知等並びに学生支援等について、職員の理解促進及び意識啓発を図り、職員間の情報共有に努めなければならない。

(情報公開)

第12条 本校は、学生支援姿勢及び方針等について、ホームページ等への掲載により、広く情報を公開するものとする。

(支援にかかる事務)

第13条 具体的支援に係る事務は、学務部学務課及び教務部が連携のうえ処理する。

(秘密保持義務)

第14条 学生支援に従事する者又は、具体的支援に係る事務に従事した者は、正当な理由なく、学生及び学生支援に関して、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学生支援等に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て、学校長の承認を必要とする。

附 則 (令和6年2月27日制定)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。